

○北海道警察技能指導官運用要綱の制定について

令和6年4月1日

道本教第36号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における技能指導官の運用については、これまで「北海道警察技能指導官運用要綱の制定について」（令5. 3. 9道本教第6143号（各部合同）。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、技能指導官の職務を追加するなど所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察技能指導官運用要綱」を定めたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察技能指導官運用要綱

第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な職員の卓越した専門的技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）の有効な活用及び継承を図るために必要な事項を定め、もって警察力の一層の高度化に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該事項に定めるところによる。

- (1) 技能指導官 警察実務に関する卓越した専門的技能等を他の職員に伝承することをその職務として、警察本部長が任命する者をいう。
- (2) 技能伝承官 技能指導官としての経歴を有し、学校教養、研修会等における講義及び演習により実務に関する卓越した専門的技能等を他の職員に伝承することをその職務として、警察本部長が指定する者をいう。
- (3) 技能指導官等 技能指導官及び技能伝承官をいう。
- (4) 技能指導員 警察実務に関する専門的技能等を他の職員（自所属の職員に限る。）に伝承することをその職務として、警察本部の部長が指定する者をいう。
- (5) 主管部 技能指導官等又は技能指導員の専門的技能等に関する業務を主管する警察本部の部をいう。
- (6) 主管課 技能指導員の専門的技能等に関する業務を主管する警察本部の課（課に相当するものを含む。）をいう。
- (7) 庶務担当課 主管部の庶務を担当する警察本部の課をいう。
- (8) 主管部長 主管部の長をいう。
- (9) 主管課長 主管課の長をいう。
- (10) 庶務担当課長 庶務担当課の長をいう。

第3 技能指導官等の任命等

- 1 警察本部長は、3の事項による審査結果に基づき、主管部長が推薦した候補者のうちから、適任と認める者を技能指導官等に任命又は指定するものとする。この場合、技能伝承官の指定については、技能伝承官指定書（別記第1号様式）によりその者に通知するものとする。
- 2 前事項による推薦（3の事項において単に「推薦」という。）は、別に定める種別の専門的技能等を有する者で、次の各事項のいずれにも該当する者を候補者として、技能指導官等候補者推薦書（別記第2号様式）により行うものとする。
 - (1) 技能指導官
 - ア 警部補以上の階級にある警察官又は同相当職の一般職員
 - イ 原則として、年齢が45歳以上60歳未満であり、かつ、当該専門的技能等に関する実務の経験が15年以上ある者
 - ウ 当該専門的技能等の技能指導員としての経験が3年以上ある者
 - エ 人格及び識見に優れ、当該専門的技能等に関する指導力を有すると認められる者
 - (2) 技能伝承官
 - ア 技能指導官としての経歴を有する者
 - イ 年齢がおおむね60歳以上である者
 - ウ 人格及び識見に優れ、当該専門的技能等に関する指導力を有すると認めら

れる者

3 警務部長は、主管部長が推薦した候補者の有する能力及び適性の審査を行うものとする。

4 技能指導官は、原則として警察本部又は方面本部の所属に配置するものとし、警察本部教養課を兼務させる。

第4 技能指導官等の任命等の解除

警察本部長は、技能指導官等がそれぞれ次の各事項のいずれかに該当する場合は、その任命又は指定を解除するものとする。ただし、(1)のアの事項に該当する場合において、引き続き技能指導官としての職務に従事させる必要があると認めるときは、その任命を解除しないことができる。

(1) 技能指導官

ア 昇任する場合

イ 60歳に達する日の属する年度の末日を迎えた場合

ウ 降任する場合

エ 技能指導官としての必要な適性を欠くと認められる場合

オ その他技能指導官の任命を解除することが相当であると認められる場合

(2) 技能伝承官

ア 降任する場合（管理監督職勤務上限年齢により降任する場合を除く。）

イ 技能伝承官としての必要な適性を欠くと認められる場合

ウ その他技能伝承官の指定を解除することが相当であると認められる場合

第5 技能指導官等の職務等

1 技能指導官等は、それぞれ次の各事項に掲げる方法により専門的技能等に関し広く職員に指導教養を行うものとする。

(1) 技能指導官

ア 専門的技能等に係る職務を遂行し、又は指導を受ける者等に遂行させながら行う教養

イ 学校教養、研修会等における講義及び演習

ウ ア及びイの事項に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(2) 技能伝承官

学校教養、研修会等における講義及び演習

2 技能指導官は、主管部長の求めに応じ、当該専門的技能等に係る適正な業務推進、不適正事案等の再発防止等に関する助言及び協力を行うものとする。

3 技能指導官等は、1の事項の指導教養を行ったときは、指導教養実施結果報告書（別記第3号様式）により、その実施結果を自所属の長に報告するものとする。

4 前事項による報告を受けた所属の長は、その内容を主管部長及び警務部長に報告するものとする。この場合において、主管部長への報告は庶務担当課長を（札幌方面以外の方面の所属の長にあっては、庶務担当課長に対応する当該方面本部の課長を通じ庶務担当課長をいう。第8の1の事項において同じ。）、警務部長への報告は庶務担当課長から警察本部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由して行うものとする。

第6 技能指導官等の派遣

1 所属の長は、所属職員に対する指導教養を効果的に行うために必要があると認めるときは、技能指導官等の派遣を主管部長に要請することができる。

- 2 前事項による要請（以下「派遣要請」という。）は、技能指導官等派遣要請書（別記第4号様式）によりするものとする。
- 3 主管部長は、派遣要請があったとき、その他職員に対する指導教養を効果的に行うために必要があると認めるときは、技能指導官等の派遣を決定するものとする。
- 4 主管部長は、前事項による派遣を決定した場合、技能指導官等派遣要請書の写しを警務部長（教養課長経由）に送付するものとする。

第7 技能指導官等名簿の作成等

- 1 教養課長は、技能指導官等の所属、氏名等を技能指導官等名簿（別記第5号様式）により整備するものとする。
- 2 教養課長は、派遣要請の円滑な実施に資するため、技能指導官等名簿の写しを各所属の長に送付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、その一部を明らかにしないことができるものとする。

第8 技能指導員の指定等

- 1 所属の長は、別に定める種別の専門的技能等を有する所属職員で次の各事項のいずれにも該当する者を技能指導員の候補者として、技能指導員候補者推薦書（別記第6号様式）により庶務担当課長を経由して主管部長に推薦するものとする。この場合においては、あらかじめ、主管課長と協議するものとする。
 - (1) 警部補以上の階級にある警察官又は同相当職の一般職員
 - (2) 原則として、年齢が35歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に関する実務の経験が5年以上ある者
 - (3) 人格及び識見に優れ、当該専門的技能等に関する指導力を有すると認められる者
- 2 主管部長は、前事項による推薦があった候補者のうちから適任と認める者を技能指導員に指定し、その旨を技能指導員指定書（別記第7号様式）によりその者に通知するものとする。
- 3 技能指導員は、自所属の長の命を受けて、当該所属の職員に対し、第5の1の事項に準じて指導教養を行うものとする。
- 4 技能指導員の指定の期間は、1年以内とする。ただし、再指定を妨げない。
- 5 主管部長は、技能指導員の指定を解除することが相当であると認めるときは、前事項の定めにかかわらず、当該指定を解除するものとする。この場合、技能指導員指定解除通知書（別記第8号様式）によりその者に通知するものとする。
- 6 主管部長は、技能指導員の所属、氏名等を技能指導員名簿（別記第9号様式）により整備し、その写しを警務部長に送付するものとする。

第9 細目

技能指導官等及び技能指導員の推薦の時期その他これらの運用に関する細目的事項は、警務部長が定める。

第10 退職予定者等の有する専門的技能等の有効な活用及び継承

- 1 警務部長は、技能指導官等（技能指導官等であった者を含む。）が退職を予定している場合は、退職後においてもなおその者の有する専門的技能等の有効な活用及び継承が図られるよう配慮するものとする。
- 2 主管部長は、前事項の趣旨に鑑み、技能指導官等としての経験がある退職者の協力を得て、専門的技能等の伝承に努めるものとする。

※ 別記様式は省略